

役員、評議員及び委員会委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人三溪園保勝会の定款第13条及び第30条並びに第49条の規定に基づき、役員、評議員及び委員会委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づきこの法人に設置されるものをいう。
- (5) 委員会委員とは、定款第47条に基づきこの法人に設置されるものをいう。
- (6) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は定例役員報酬月額とする。

3 非常勤役員については、理事会出席等、必要の都度、一定額を支払うことができる。

4 非常勤役員のうち、理事長及び副理事長については、毎年9月及び3月に一定額を業務執行の対価として支払うことができる。

5 非常勤役員のうち、監事については、毎年1回一定額を監査執行の対価として支払うことができる。

6 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度一定額を支払うことができる。

7 委員会委員には、定款第49条に定める金額の範囲内で、委員会出席等、必要の都度一定額を支払うことができる。

8 役員等及び委員会委員には、賞与を支給しない。

9 役員等及び委員会委員の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

10 使用人兼理事には、常勤でない三溪園園長の報酬及び費用弁償規程及び横浜市退職者職員及び嘱託職員給与規程に基づき別表5及び別表6の通り役員報酬とは別に報酬等を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例役員報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において別表1「常勤役員の定例役員報酬月額」に基づくものとする。

2 常勤役員のうち各々の理事の定例役員報酬は、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

3 非常勤役員に対する報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において別表2「非

常勤役員の報酬」に基づくものとする。

4 非常勤役員のうち各々の理事に対する報酬額は、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

5 非常勤役員のうち各々の監事に対する報酬額は、評議員会の承認を得て、決定するものとする。

6 評議員に対する報酬は、定款第 13 条に定める金額の範囲内において別表 3「評議員の報酬」に基づくものとする。

7 委員会委員に対する報酬は、定款第 49 条に定める金額の範囲内において別表 4「委員会委員の報酬」に基づくものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は常勤役員については、月額をもって毎月一定の日に支払うものとし、非常勤役員のうち、理事長及び副理事長については、毎年 9 月及び 3 月の一定の日に、監事については、毎年 6 月の一定の日に支払うものとする。

2 非常勤役員の日当については、理事会出席等の必要の都度支払うものとする。

3 評議員及び委員会委員の日当については、評議員会及び委員会出席等の必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 その他支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」(以下、「給与規程」という。)に準ずる。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員等及び委員会委員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程」に準ずる。

3 役員等及び委員会委員には、出張に関する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める「旅費規程」に準じて旅費として支給することができる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人三溪園保勝会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和4年3月29日から施行する。

別表1 常勤役員 of 定例役員報酬月額

区 分	金 額
各常勤理事	最高月額 500,000 円以内

別表2 非常勤役員 of 報酬

区 分	金 額(日当 : 1 日につき)
第3条第3項による用務等(理事)	7,000 円
第3条第3項による用務等(監事)	7,000 円

区 分	金 額(年2回)
第3条第4項(理事長)	500,000 円
第3条第4項(副理事長)	150,000 円

区 分	金 額(年1回)
第3条第5項による監査執行(監事)	200,000 円

別表3 評議員 of 報酬

区 分	金 額(日当 : 1 日につき)
第3条第6項による用務等(評議員)	7,000 円

別表4 委員会委員 of 報酬

区 分	金 額(日当 : 1 日につき)
第3条第7項による用務等 (収集審査委員会委員)	28,000 円
第3条第7項による用務等 (価額評価委員会委員)	17,000 円
第3条第7項による用務等 (名勝整備委員会委員)	15,000 円

別表 5 常勤でない園長の報酬

報酬の額
月額 200,000 円

別表 6 横浜市退職者職員及び嘱託職員の給与

等級	年収限度額	決定基準目安
1	4,100,000 円	横浜市を課長補佐級以下、公益財団三溪園保勝会を課長以下で定年退職した者
2	4,600,000 円	横浜市を課長級、公益財団三溪園保勝会を副園長で定年退職した者
3	6,300,000 円	横浜市を部長級で定年退職した者
4	7,400,000 円	横浜市を区局長級で定年退職した者